

生徒指導重点校の取組みについて

広島県教育委員会

1 生徒指導重点校とは

県内の公立小・中・高等学校内外における暴力行為の発生件数や公立高等学校全日制・定時制の中途退学者数は、平成12年度がピークとなっていました。その当時、県教育委員会は、暴力行為や中途退学等生徒指導上の諸問題の解決に向けて、様々な対策を行っていましたが、結果として生徒指導上の諸問題の減少にまでは至らず、たいへん深刻な状況が続いていました。

そこで、県教育委員会は、中学校の暴力行為、高等学校の中途退学について、問題の解決を図るため、平成14年度から、生徒指導重点校を指定して、多様な支援を行う取組みを実施しました。



各指定校の積極的な取組みを促すため、公募することとし、平成14、15年度は公立中学校25校、県立高等学校5校、平成16年度は公立中学校15校、県立高等学校4校を生徒指導重点校として指定し、校名を公表して取り組むことにしました。

(1) 生徒指導重点校の目標

中学校の重点校においては暴力行為の発生件数の半減、また、高等学校の重点校においては中途退学者数の半減を目標に設定しました。また、生徒指導重点校の取組みを広め、県内全体の生徒指導上の諸問題の解決を図ることとしました。

(2) 取組みの柱

生徒指導重点校が取り組む際の視点としては、次の3点を示しました。

ア 生徒指導体制の確立

校長のリーダーシップのもと生徒指導主事を中心とした組織的な生徒指導体制を確立させること。例えば、挨拶、服装、遅刻等の生活の基礎基本を全ての教員が同じ基準で指導を徹底すること。

イ 学習指導の充実

全ての教員が生徒指導の機能を生かした授業づくりに努め、「分かる授業」の工夫や授業規律の確立のために具体的な実践項目を設定し、学習の基礎基本の充実を図ること。

ウ 開かれた学校づくり

地域や保護者への説明責任を果たすとともに、公開性を高めることによってPTAや地域の支援などをいただき、学校、家庭、地域の連携を進めること。

2 生徒指導重点校の指標とした課題の状況

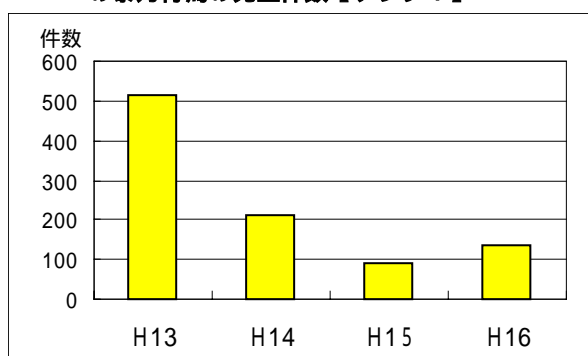
(1) 中学校生徒指導重点校の暴力行為の発生件数【表1】【グラフ1～3】

中学校の生徒指導重点校は、1年ごとに公募し指定校を一部入れ替えて実施し、いずれの年度の重点校も、1年間で指定前年度の4割前後に減少しました。

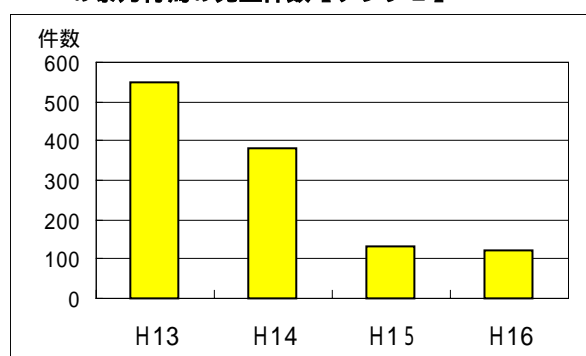
中学校生徒指導重点校の暴力行為の発生件数【表1】

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
平成14年度中学校生徒指導重点校25校の合計	512件	210件	92件	137件
指定前を100とした割合	100	41.0	18.0	26.8
平成15年度中学校生徒指導重点校25校の合計	547件	379件	131件	122件
指定前を100とした割合	144.3	100	34.6	32.2
平成16年度中学校生徒指導重点校15校の合計	295件	233件	235件	108件
指定前を100とした割合	125.5	99.1	100	46.0

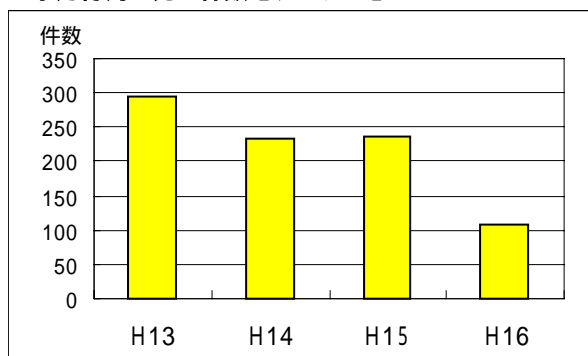
平成14年度中学校生徒指導重点校25校の暴力行為の発生件数【グラフ1】



平成15年度中学校生徒指導重点校25校の暴力行為の発生件数【グラフ2】



平成16年度中学校生徒指導重点校15校の暴力行為の発生件数【グラフ3】



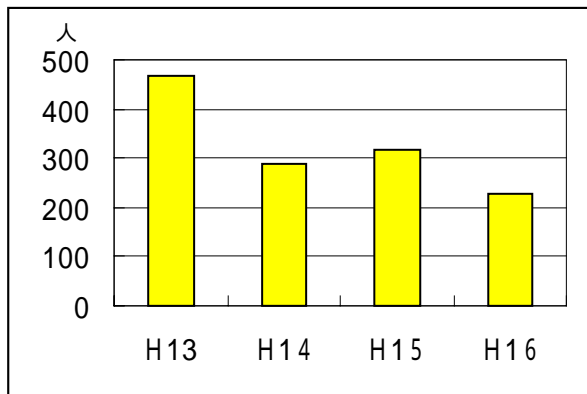
(2) 高等学校生徒指導重点校の中途退学者数【表2】【グラフ4, 5】

高等学校生徒指導重点校5校は、1校を2年間、4校を3年間継続して指定し、指定前年度と比べて、3年後には半数にまで減少しています。

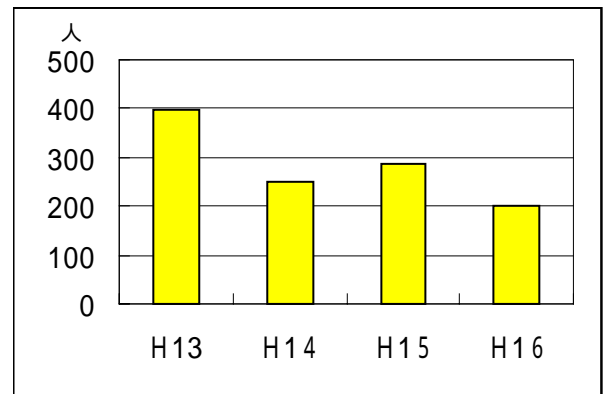
高等学校生徒指導重点校の中途退学者数【表2】

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
高等学校生徒指導重点校5校の合計	467人	288人	318人	229人
指定前を100とした割合	100	61.7	68.1	49.0
高等学校生徒指導重点校3年連続指定4校の合計	397人	248人	286人	202人
指定前を100とした割合	100	62.5	72.0	50.9

高等学校生徒指導重点校5校の合計の中途退学者数【グラフ4】



高等学校生徒指導重点校3年連続指定4校の合計の中途退学者数【グラフ5】



3 生徒指導重点校におけるその他の生徒指導上の諸問題の状況

中学校は、暴力行為、高等学校は、中途退学に焦点を絞って取り組みましたが、生徒指導重点校では、その他の生徒指導上の諸問題も減少しています。

(1) 中学校生徒指導重点校におけるいじめ及び不登校の減少【表3】

生徒指導体制を確立するなどの取組みの柱のもと暴力行為の減少に焦点を絞って取り組んだ結果、いじめや不登校についても改善の傾向が見られました。



中学校生徒指導重点校のいじめ及び不登校【表3】

年 度	いじめの発生件数				不登校生徒数			
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
平成14年度中学校生徒指導重点校25校の合計	110件	40件	32件	37件	479人	404人	397人	387人
指定前を100とした割合	100	36.4	29.1	33.6	100	84.3	82.9	80.8
平成15年度中学校生徒指導重点校25校の合計	134件	63件	35件	35件	611人	588人	530人	472人
指定前を100とした割合	212.7	100	55.6	55.6	103.9	100	90.1	80.8
平成16年度中学校生徒指導重点校15校の合計	52件	45件	39件	12件	224人	227人	203人	200人
指定前を100とした割合	133.3	115.4	100	30.8	110.3	111.8	100	98.5

(2) 高等学校生徒指導重点校における暴力行為及びいじめの減少【表4】

生徒指導体制の確立などを柱に取り組み、中途退学の未然防止に焦点を絞って取り組んだ結果、暴力行為やいじめについても顕著な成果がありました。

高等学校生徒指導重点校の暴力行為及びいじめ【表4】

年 度	暴力行為の発生件数				いじめの発生件数			
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
高等学校生徒指導重点校5校の合計	52件	12件	17件	8件	14件	4件	4件	2件
指定前を100とした割合	100	23.1	32.7	15.4	100	28.6	28.6	14.3
高等学校生徒指導重点校3年連続指定4校の合計	39件	8件	13件	8件	11件	4件	4件	2件
指定前を100とした割合	100	20.5	33.3	20.5	100	36.4	36.4	18.2

(3) 高等学校生徒指導重点校における休学及び原級留置の減少【表5】

また、休学及び原級留置の未然防止についても、顕著な成果がありました。

高等学校生徒指導重点校の休学及び原級留置【表5】

年 度	休学者数				原級留置者数			
	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
高等学校生徒指導重点校5校の合計	213人	72人	34人	42人	86人	33人	23人	32人
指定前を100とした割合	100	33.8	16.0	19.7	100	38.4	26.7	37.2
高等学校生徒指導重点校3年連続指定4校の合計	161人	50人	17人	25人	42人	20人	10人	17人
指定前を100とした割合	100	31.1	10.6	15.5	100	47.6	23.8	40.5

4 効果につながった取組み

指定校が成果をあげたのは、さまざまな要因が考えられますが、共通する点がいくつかあります。「1(2)取組みの柱」で3点を示しましたが、その前提として、年度当初に目標と指導方針を明確にし、その実現を目指すために、指導計画を作成する(P L A N)、計画に基づいた特色ある取組みを行う(D O)、取組みの評価を行う(C H E C K)、そして修正・改善を行う(A C T I O N)などの学校をマネジメントする手法で、取り組んだことがあげられます。

さらに、平成16年度の取組みから、気になる生徒には、個別の指導記録票を作成し、情報を共有して、指導方針を立て適時適切な指導を行うことが大変有効であることがわかりました。この手法は、不登校への取組みとして提案されたことですが、生徒指導重点校でも応用でき、問題行動を起こす生徒への指導や中途退学の未然防止に役立ちました。

これらの取組みの柱をもとに各学校がそれぞれの実態を踏まえて取り組んだ事例を次に示します。

5 効果的な取組みの事例

生徒指導重点校では、前述の取組みを柱に、それぞれ各校の実態に応じた取組みを実施しています。その中で特に効果的であった取組みを紹介します。

取組み例1【校門指導】

1 取組みの実際

- (1) 生徒指導部を中心に、各学年から数名の教員が参加し毎日実施する。
- (2) 校門を通過する全生徒とあいさつを交わし、指導の基準に違反している生徒又は気になる生徒に声をかけ、改善について、あらかじめ定められたルールに基づいた指導を行う。
- (3) 生徒会やP T A役員とも連携して、一緒にあいさつ運動の部分について協力を得る。

2 取組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 指導の基準については、学校や生徒の実態から具体的で明確な基準にする。また、定めた基準については、校門指導だけでなく学校生活の中で行うこととし全教員で徹底して声をかけるなど具体的な指導を行う。

(2) 服装等の指導だけでなく、生徒の表情や態度等にも留意する。また、指導が必要な生徒については、必ず立ち止まらせて指導する。



(3) 違反や問題行動を指摘しても指導を無視する生徒には、複数の教員で対応し、なお指導を無視する場合は、説諭や別室において自省させるなど特別な指導を行う。

(4) ネクタイやリボン等を学校で準備し、違反者に貸し出す等の工夫をする。

(5) 違反について改善の目途を生徒自身に考えさせ、約束させる。改善できた生徒は、必ず評価し、本人及び保護者へ伝える。

(6) 校門指導終了後、登校していない生徒を確認し、家庭に連絡する。

3 取組みの効果

(1) 全教職員が同じ基準で指導することで、学校のルールを守ろうという行動が自然にできるようになるとともに、生徒の規範意識が高まり、学校が落ち着く。

(2) 毎日継続して指導することで、教職員が生徒の小さな変化に気づくことができる。

(3) 全生徒の様子を把握することができ、学年を超えた教員間で生徒の情報交換が活発に行える。

(4) 授業等を担当していない生徒に対しても声をかけやすくなり、生徒も他学年の教員の話に素直に聞き入れることができる。

(5) 校門指導の様子を地域住民が見ることで、学校への信頼や協力が高まる。

取組み事例2【特別な指導】(別室等を活用した学校反省指導)

1 取組みの実際

(1) 問題行動を起こした生徒に対して、自らを振り返り進級卒業に向けて、意欲的に取り組ませるために特別な指導を行う。特別な指導の形態は次の(2)、(3)のとおり。



(2) 別室反省指導...当該生徒を通常より早く登校させ、清掃活動など身の回りの整理を行い反省の準備をする。始業後、別室の定められた場所で、生徒指導部員による面接(本日の反省の動機付け)、日課にしたがった学習、作業及び反省を行う。

(3) 授業反省指導...別室での反省指導において一定の成果が認められた場合は通常の授業に戻して指導する。教科担任は生徒の学習意欲や授業に臨む態度などを評価し、授業反省指導表に記入する。

2 取組みの工夫点・指導のポイント

(1) 生徒が問題行動を行った場合にどのような指導を行うのかについて指導の方針、内容及び方法について、事前に生徒・保護者に周知し理解を得る。

- (2) 問題行動の事実確認を正確かつ丁寧に実施し、確定した問題行動の事実に基づいて、特別な指導を実施する。
- (3) 生徒の反省状況に応じて、別室反省指導と授業反省指導を繰り返し実施する場合がある。

3 取組みの効果

- (1) 別室指導を実施することで、問題行動が減少し学校全体が落ち着く。
- (2) 教科学習を中心に行うため、学習の基礎・基本が身につく。
- (3) 学校で指導を行うため、保護者の理解が得られやすい。
- (4) 多くの教職員が関わることにより、多面的な指導が出来る。
- (5) 高等学校においては特別な指導の別室反省指導の時間を出席と扱い、授業の欠課時間を増加させないことによって、反省が深まるまで指導を継続することもできる。また、特別な指導が生徒の進級卒業に不利にならないようにすることが大切である。

「生徒指導資料 No.25」(P1～P3)及び「生徒指導のてびき 第1部生徒指導ハンドブック」(P103)参照

取組み事例3【授業の充実へ向けた工夫】

1 取組みの実際

- (1) 授業担当教員は、授業開始前から授業場所に赴き、始業チャイムと同時に授業を開始する。
- (2) 生徒には授業開始までに席などにつかせ、授業に必要な用具をそろえさせ、教科書を読む、本時の学習内容を探る等の授業の準備について具体的な指示を出しておく。
- (3) 全校で教室に、教育目標・目指す生徒像・学習規律等に関わる目標及び生徒の学習の成果を掲示するなど学習に関する目標やルール、成果を常に確認できるようにしておく。
- (4) 生徒一人一人を丁寧に把握することができ、授業規律を確立させるため教室に座席表を掲示する。
- (5) 教科内外を問わず、教員がお互いの授業を参観し合うなど、すべての授業を毎日公開し、学び合うことで授業改善を図る。
- (6) 少人数指導やチームティーチングを実施し、きめ細やかな学習支援を行う。



2 取組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 授業者が5分前に教室等授業場所に行くことで「時間を守る」ことのモデルを示す。また、生徒が、互いに時間を守る声かけを行うことを励行させ授業を大切にすることを意識の定着を図る。
- (2) 教室内の座席については、壁際の列の机を約50cm程度離して壁につけさせない、机の位置を床にテープ等で印をつけるなど工夫し、整然として授業を受けることのできる環境をつくる。

- (3) 校内や保護者，地域へ公開する授業研究会を積極的に行うよう年間計画を立てる。
- (4) 教員間では，お互いに日常的に授業を公開する方針を決めておき，生徒指導主事等は日頃から積極的に授業を参観する。
- (5) ティームティーチングの授業では，互いの役割を明確にした授業計画を立てるとともに，授業の理解が不十分な生徒への対応についても具体的に計画しておく。

3 取組みの効果

- (1) 教員が，授業開始前に教室にいと，授業開始時間が守られ，生徒に授業と休憩との区別も促すことができる。
- (2) 目標や学習成果を教室に掲示することで生徒の学習意欲に好影響を与える。
- (3) 生徒の集中力が高まるとともに，学習規律の指導が容易になる。
- (4) 授業を公開し指摘し合うことで，教員間で授業の技術を学びあい，授業改善が図られる。
- (5) 少人数指導やティームティーチングで，生徒の状況に応じたきめ細やかな指導が行われ，生徒が授業が分かる喜びを味わうことができ学習意欲が高まる。

取組み事例4【学習の支援】

(チューター制：進級・卒業に向けた単位不認定見込みがある生徒への支援制度)

1 取組みの実際

- (1) 単位不認定見込みの科目がある生徒(以下，「被支援生徒」という。)を対象として，家庭学習習慣や意欲的な学習態度を身に付けさせるよう全教員が組織的・計画的に支援し，定められた教育課程における単位修得を目指す。
- (2) 全ての教員が，一人当たり2～4人の被支援生徒の担当(以下，「チューター」という。)となる。
- (3) チューターと被支援生徒の関係は，教科・部活動顧問などの関係を考慮しない。チューターは，年度途中で変更しない。
- (4) 被支援生徒は，成績不振科目の授業時に受け取った課題を，その日のうちに家庭で終わらせる。
- (5) 被支援生徒は，原則として翌朝のSHR前，前日に与えられた課題の成果並びに，チューターの所見及び保護者の感想を記入する所定の様式(以下，「学習記録用紙」という。)をチューターに見せ，チェックを受ける。
- (6) 被支援生徒は，課題の成果を，当該科目の授業で，教科担任に提出する。
- (7) 教科担任は，放課後等を利用して，定期的に被支援対象の小テストを実施し，学習内容の定着を図る。



- (8) 被支援生徒は、日々の学習を学習記録用紙に記入し、各自で準備したファイルに学習成果物とともに綴じていく。
- (9) 教科担任は、課題の提出状況や授業時の学習態度等についてパソコンを活用して記録し、定期的に担任・チューターに報告する。

2 取組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 該当生徒を集め、取組みの概要及び取組み手順を説明し、チューターを紹介し、互いに認知する。チューターは、できるだけ担当する生徒との人間関係をつくるよう配慮し、親和的に取り組む。
- (2) この取組みについて、保護者に文書で説明し、あらかじめ家庭学習・提出物などについて家庭の協力を求めておく。
- (3) チューターは担当の生徒の様子を細かく把握し、適宜、担任及び学年担当責任者に報告をする。
- (4) チューターから報告された情報は、生徒指導部だけでなく教務部、進路指導部、学年会などと共有し、指導方針や指導計画に取り入れて組織的に取り組む。
- (5) チューターは、担当する生徒の状況をできるだけ細かく保護者に連絡し、保護者の協力を引き出す。

3 取組みの効果

- (1) 対象となった殆どの生徒は、定められた科目の単位を修得し、進級・卒業が認定された。
- (2) 教職員と生徒のランダムな組み合わせにより、新たな人間関係が生まれ、生徒や保護者は、多くの教員から支援されているという気持ちを持った。
- (3) 指導と連携を通じ、教員と生徒、保護者、教員同士の信頼関係が生まれた。生徒と保護者は、学校の指導は支援であるという気づきにつながり、教員は、支援すれば生徒は応えてくれるという指導方法に対する自信が深まった。
- (4) この取組みを通して学習習慣が定着し、授業、学年末考査等に意欲的に取組み、進級・卒業につながり、中途退学の未然防止となった。

取組み事例5【地域の協力を得た活動】(花いっぱい運動)

1 取組みの実際

- (1) 園芸関係の授業、総合的な学習の時間、特別活動の時間及び課外活動を活用して花づくりを行い、校内や通学路に花を飾り、花いっぱいの学校にした。
- (2) 学校敷地内に、園芸農園を整備し地域住民と生徒が協力して花や農作物を植え、育てる世話をした。
- (3) 生徒が育てた花をプランターで学校への通学路等に置き、「花の道」と名付け、地域住民とともに世話をした。
- (4) 福祉施設等へ生徒が育てた花を届けるなどの施設との交流も行った。



2 取組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 全校生徒が、花や農作物を植え育てることに何らかの形で関わりを持つよう

役割分担を行い，責任を持たせる。

- (2) 生徒自ら地域へ花を届け，大切にしてもらうようお願いをする。
- (3) 生徒自身が地元商店街と連携を取り，プランターの設置について話し合いを行う。
- (4) 生徒の取り組みへの意欲を向上させるため，地域住民による花いっぱい運動の評価を定期的に行い，機会あるごとに生徒にフィードバックする。

3 取り組みの効果

- (1) 地域の方々に花を届けたり，通学路等を花で飾ったり，感謝の言葉をかけられたりする中で，生徒は，地域に貢献しているという自己効力感や自己存在感が高まり，意欲が育ち，学習や学校生活の充実につながった。
- (2) 花や農作物の世話をすることによって，命の大切さなどを実感し，人や物を大切に思いやりの心が育ち，暴力行為，いじめ，中途退学等の減少につながった。
- (3) 地域住民等から感謝され，生徒は，人の役に立つ体験ができた。この経験が，地域の行事に参加したりボランティア活動に参加する生徒を増やし，さらに学校生活にも積極さと明るさが増すなど好循環を生んだ。
- (4) 校内にゴミが散乱している状態から，花のあふれる学校へと劇的に変化したことで，多くの生徒が，清潔で美しいことは，爽快な気持ちになることに気づいた。さらに，学校を大切にしようとする気持ちや所属校への誇りが芽生え，学習環境を整えようとする自主的な行動につながり，言動に落ち着きが出てきた。
- (5) 地域住民が，花であふれる学校や通学路を日常的に見ることで，学校に対する信頼を深め，学校へ積極的に協力するようになった。
- (6) 全国花いっぱいコンクール学校の部で最優秀賞を何年も続けて受賞したことで，生徒が，自分たちの活動に自信をもち，さらに積極的な取り組みにつながった。

取り組み事例6【生徒作品の校内展示】

1 取り組みの実際

- (1) 授業や課外活動で，生徒が制作した作品を校内に掲示した。
- (2) 展示する場所は，教室，特別教室，少人数指導の教室，廊下，階段踊り場等，校内の生徒等に多く目に触れる場所を工夫した。
- (3) 作品には必ず製作者の生徒名を入れ，適宜作品を入れ替えた。

2 取り組みの工夫点・指導のポイント

- (1) 責任感を持たせると同時に，作品を大事にする心を育てるために，掲示の担当生徒名，担当教職員名を掲示場所に表示する。



- (2) 見易く，作品が大事にできるよう掲示方法を工夫する。
 絵画等は額に入れたり，台紙をつけたりする。
 長期にわたる掲示物，他の生徒が触れる可能性のある場所での掲示にはラミネートをかけるなどして保護する。
- (3) 空き教室の左右，後ろの壁面等を活用して，授業で作成した作品を掲示し，学習を振り返ることができるようにする。

3 取組みの効果

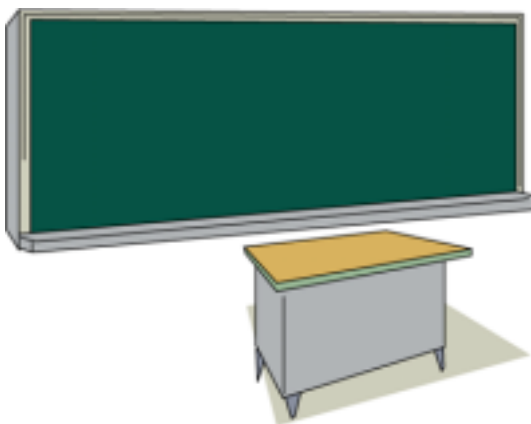
- (1) 学習する環境が整い，意欲的に授業に臨むことができる。
- (2) 作品を他の生徒，教科担当以外の教員から評価されることで，自己肯定感が高まり，学習意欲が増す。
- (3) 他の生徒の良さを知ることができ，他者理解が進む。
- (4) 保護者が来校した際に，子どもの様子がわかり学校教育への信頼感が増す。

6 まとめ

生徒指導重点校の取組みは，大変大きな成果を上げることができました。今，生徒指導重点校の取組みを改めて振り返って見ると，奇抜なことや特別なことを行っているわけではありませ

せん。「1(2)取組みの柱」や「5効果的な取組みの事例」で紹介した事例について考えてみると，日常の地道な教育活動の積み重ねであることが分かります。

この指導資料で紹介した生徒指導重点校の取組みには，組織としての明確な方針による指導及び一人一人の教員による生徒個々への深いかわりの指導のノウハウが多く含まれています。また，それぞれの取組みには，「学校の教育活動そのものを充実させることを学校経営の基本に置く」という考え方が基盤となっていることが特に大切であると考えられます。



このような基本的な考え方がしっかりしていたからこそ，各生徒指導重点校の教職員がそれぞれのベクトルを揃え，それぞれの立場で責任を全うし，生徒，保護者，地域を巻き込むことができ，結果として，大きな成果を

あげることに繋がったと捉えています。

各学校においては，これら生徒指導重点校の取組みを参考にして，各学校の実態に応じて何ができるか検討し，工夫して生徒指導上の諸問題の解決図り，「児童生徒が安心して通え，生き生きと学習できる学校づくり」に取り組んでいただきたいと思います。